

東日本大震災10年間の  
復旧・復興の取組

## 第2部

# 第2章

分野別の復興の方向性における  
10年間の取組

The second section  
Chapter 2

## 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第1項：被災者の生活環境の確保

- ①被災者の良好な生活環境の確保
- ②災害公営住宅の早期整備
- ③恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援
- ④地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

## 総括

被災者の良好な生活環境の確保について、県外避難者の帰郷支援強化を図るため、東京事務所に支援員を配置し、面談等による相談支援や電話による意向確認調査などを実施しました。

災害公営住宅の整備について、平成31年3月に計画戸数15,823戸(21市町312地区)全戸が完成したほか、応急仮設住宅に入居していた全ての県内被災者が住宅再建を果たし、応急仮設住宅の供与を終了しました。なお、現在応急仮設住宅は、福島県からの避難者9世帯13人に対し、福島県からの要請に基づき供与しています。また、住宅再建支援事業(二重ローン対策)により、被災した住宅と再建する住宅に二重のローンを抱えることとなる被災者の住宅再建を支援しました。

地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向け、市町村や関係団体と連携し、地域が抱える課題やニーズに応じて住民が主体となって取り組んでいる活動を支援しました。このほかにまちづくり協議会等の事務局支援を通じ、住民のまちづくり合意形成の下支え、コミュニティ誌等の発行による公民館活動や離散住民への情報提供等、地域行事の支援などによる地域活性化につなげました。さらに地域住民同士のつながりができ、コミュニティを基盤とした住民主体の活動が生まれてきているほか、地域づくりへの若者の参画の実現にも寄与しました。また、地域コミュニティ再生支援事業による自治会等への補助のほか、自治会向けのアドバイザー派遣や研修・交流会事業について、コロナ禍での活動事例の提供やオンライン会議の開催方法、役員等の悩みを共有する機会の創出など、テーマを工夫して開催しました。

## 期別10年間のまとめ

## 復旧期まとめ

被災者生活の再建は最重要課題であり、仮設住宅の提供、生活物資の確保、電気・ガス・水道のライフライン復旧に注力しました。当面の生活拠点として、応急仮設住宅(プレハブ)を406団地22,095戸整備したほか、民間賃貸借上宅等を合わせて、平成24年4月までに48,436戸の仮設住宅等を提供(入居数:47,861戸)しました。併せて、応急仮設住宅には、仮設集会所等のコミュニティスペースを設置するとともに、被災した高齢者等が安心して生活できるよう、見守り支援等の援助を行う市町サポートセンターの設置を進め、被災者のケアと地域コミュニティの維持・再構築に向けた支援体制を整えました。電車・バス各線等、公共交通機関の早急な復旧に向け、関係機関との調整を進めました。

## 再生期まとめ

宮城県復興住宅計画に基づき、県内の災害公営住宅整備計画戸数21市町312地区15,823戸のうち、平成30年3月末までに21市町310地区15,415戸が完成しました。住宅再建支援事業(二重ローン対策)は、平成30年3月末時点で計911件の助成を実施しました。応急仮設住宅は、平成30年3月末の時点でプレハブ住宅が1,481戸・2,878人、民間賃貸借上宅が1,631戸・3,678人、公営住宅等が24戸・56人の計3,136戸・6,612人となりました。被災地域で高齢者が安心して生活できるよう、市町サポートセンターの運営支援や専門職の相談会の開催、県サポートセンター支援事務所の運営を続けるとともに、被災者支援事業の研修実施や被災者支援情報誌の配布等を行いました。応急仮設住宅の被災住民に対しては、被災市町の保健師等による健康相談等、健康支援に係る経費を補助しました。

## 発展期まとめ

応急仮設住宅は、令和3年3月末時点での入居状況は、プレハブ住宅と公営住宅等がゼロ、民間賃貸借上宅:9戸13人(福島県からの避難者)と大幅に減少しました。災害公営住宅は、平成30年度までに計画した全戸(15,823戸、21市町312地区)が完成しました。住宅再建支援事業(二重ローン対策)は、令和2年度まで受付し、計955件の助成を行い、被災者の住宅再建を支援しました。県外避難者については、相談支援や意向確認調査を継続し、県外避難者数は令和2年度末で87人に減少しました。市町サポートセンターにおいては運営支援や専門職による相談会開催、アドバイザー派遣等の被災者支援を行いました。地域コミュニティ再生支援事業では、コロナ禍にあり感染対策を講じた上で、交流イベント等が開催され、地域コミュニティの維持が図られました。

## 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第2項：災害廃棄物の適正処理

## ① 災害廃棄物の適正処理

## 総括

復旧復興の大前提となるガレキ処理を目標どおりの3年(平成23～25年度)で達成したことで、これまで処理に投入されていた技術者や作業員などのマンパワーや重機等の資機材について復興事業に振り向けることが可能となりました。

再生土砂などの再生資材を、被災地で不足する復興資材として活用できたほか、様々な再生資材化のノウハウが得られました。

## 期別10年間のまとめ

## 復旧期まとめ

災害廃棄物の処理については市町村において処理することが困難なため、県が代行して災害廃棄物の処理を進め、1年以内に災害廃棄物を現場から一時仮置き場に撤去して分別を行った上で、おおむね3年以内に大規模な二次仮置き場に異動して一元的に処理することとしました。県では、沿岸15市町のうち、12市町から約647t(津波堆積物約325万tを除く)の処理を受託し、県が処理主体となって、県内4ブロック、8処理区に分けて、処理を進めることとしました。平成24年7月には、被災地に散乱した災害廃棄物の集積がほぼ終了し、県が処理を受託した各ブロック・処理区における処理業務の発注も全て終了しました。さらに、平成25年4月には、県の処理プラントが全て本格稼働しました。焼却処理については、平成26年1月に県内全ての処理を終了し、焼却灰の最終処分等残る全ての処理についても、平成26年3月までに完了しました。

## 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第3項：持続可能な社会と環境保全の実現

## ①再生可能エネルギーの導入とエコタウンの形成

## ②自然環境の保全の実現

## 総括

再生可能エネルギーの導入とエコタウンの形成では、環境負荷が少なく災害に強いまちづくりを推進するため、家庭向けに住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成等を行ったほか、事業者向けに設備導入補助や分野ごとのセミナーを実施し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進しました。また、エコタウンの形成に向け、自治体職員のスキルアップや自治体における取組の活性化を目的とした講演会、先進地の視察会のほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師を派遣する出張セミナー等を実施し、市町村のエコタウン形成を支援しました。

エネルギー供給源の多様化や自立分散型電源の普及を図る観点から導入を進めていた沿岸地域における風力発電については、陸上風力発電に係る調査を支援しました。太陽光発電については、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの周知に努めるとともに、県内市町村と情報共有を図りました。

水素エネルギーの利活用促進に向けては、事業者が行う商用水素ステーションの整備や燃料電池(FC)バスの路線運行を支援するとともに、燃料電池自動車(FCV)の導入補助、カーレンタルやタクシー等によるFCVの利用機会の創出と水素エネルギーの認知度向上を図りました。また、公用車として導入したFCVを活用し、イベントなどへの貸出を行ったほか、地域情報誌等への記事掲載により、県民の理解促進を図りました。

自然環境の保全の実現では、東日本大震災の影響により自然環境が大きく変容した蒲生干潟の変化の状況や保護保全に関して、有識者から意見を伺い、今後の方向性を検討しました。また、宮城県生物多様性地域戦略に基づき、タウンミーティングやフォーラムの開催、生物多様性マップの改訂・配布を通して、県民への普及・啓発を行いました。更に金華山島における生態系の保護保全対策を実施しました。

野生生物の保護管理については、宮城県鳥獣保護管理事業計画及び4つの第二種特定鳥獣管理計画策定を行ったほか、管理計画の実施状況を部会で審議し、捕獲の担い手の確保・育成も実施しました。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行いました。

## 期別10年間のまとめ

## 復旧期まとめ

「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定、住宅用太陽光発電設備、防災拠点での再生可能エネルギーや蓄電池等の各種導入支援を実施しました。クリーンエネルギーを先進的に活用した地域づくりを進める「みやぎスマートシティ連絡会議」においては、メガソーラー事業導入等を検討しました。自然環境保全については搬出間伐を中心に森林整備支援を実施、県産材の安定供給や木材産業の復興、県土保全等、森林の多面的機能の維持に努めました。平成24年度からは仙台湾海浜県自然環境保全地域の学術調査や沿岸被災地における希少生物保護等を進めました。東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた、有害捕獲獣の肉の放射線モニタリングも実施しました。

## 再生期まとめ

「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」に基づき、住宅用太陽光発電システム、蓄電池をはじめとした住宅の創エネ・蓄エネ・省エネ設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築及び既存住宅省エネルギー改修に対して補助を実施しました。水素エネルギーの普及に向けて、燃料電池自動車(FCV)カーレンタル事業やFCVタクシー実証運行を開始するとともに、燃料電池(FC)バスの実証運行を行いました。二酸化炭素吸収機能の高い若齢林を中心に間伐を行ったほか、施業に必要な作業道の整備を支援し、温暖化防止に取り組みました。また、県民生活の保全と木材資源の長期的な供給を確保するため、環境林型県有林の森林整備も実施しました。

## 発展期まとめ

環境負荷が少なく災害に強いまちづくりを推進するため、家庭向け住宅用太陽光発電システムや燃料電池の導入等に対する助成を行ったほか、事業者向け設備導入補助や分野別セミナーを実施し、再生可能エネルギーの導入や省エネ化を促進しました。更なる水素エネルギーの利活用推進に向け、事業者が行う商用水素ステーションの整備やFCバスの路線運行を支援するなど、水素エネルギー利用機会の創出と県民の理解促進を図りました。野生動物の保護管理については、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の一部変更及び4つの第二種特定鳥獣管理計画策定を行ったほか、管理計画の実施状況を部会で審議し、捕獲の担い手の確保・育成も実施しました。